

社会福祉法人一条協会 定款細則

第一章 総則

(趣旨)

第1条 本細則は、定款 41 条の規定に基づき、社会福祉法人一条協会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第二章 評議員会

(役員の出席)

第2条 理事・監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

- 2 法人の職員及び業務を委託している社会保険労務士等は、理事及び監事を補佐するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 3 評議員会は必要に応じて前 2 項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(議 長)

第3条 評議員会に議長をおく。

- 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

第4条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

- 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第 17 条第 2 項に定める者に説明させることができる。
- 3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明を求めるものとする。
- 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 5 前項の法令に定める正当な理由とは、次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明するために調査することが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。
 - ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
 - イ 当該事項について声明するために必要な調査が著しく容易である場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 第1号から3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(招 集)

第5条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって掲げる事項をさだめなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 評議員会の目的である事項に関わる議案の概要

2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の1週間前までに評議員、監事に対して書面を発する。

3 前項に関わらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

(決 議)

第6条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に関わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 評議員会における決議の方法は、挙手、その他の方法により行うものとする。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事・監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 役員の一部免除

(4) 法人の解散

(5) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）

5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第7条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下の定める事項を

記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された日時及び場所
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及び理由を述べたとき
 - ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - エ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ② 評議員の決議があったものとみなされた事項の内容
- ③ ②の提案をした者の氏名
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 評議員会への報告を省略の場合の事項

- ① 評議員会への報告があったとみなされた事項の内容
- ② 評議員会への報告があったとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。

4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。

5 前項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第三章 役員及び職員

(理事長専決事項)

第8条 定款第25条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 理事長は、前項の専決事項のうち、施設に係るもの等については、施設長等に専決することができる。

(監 事)

第9条 監事は、理事会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(施設長等)

第10条 定款第22条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

- (1)施設長・管理者
- (2)法人本部事務局長
- (3)業務執行理事

第四章 理事会

(出席者)

第11条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議 長)

第12条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(招 集)

第13条 理事会の招集には、理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない、

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決 議)

第14条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決める。

2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

3 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。

ただし、議長が理事会に意義ないと認める場合にはその旨を確認した上で決議があったものとするができる。

4 理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない。ただし、出席者が一堂に会するのと

同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、電話会議等の方法による開催は認められる。

- 5 議長は、その決議権を可否同数の場合のみ行使することができる。
- 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事の提案につき、あらかじめ理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとする。
- 7 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会で報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし業務の執行に関する理事長及び業務思考理事の報告は省略できない。

(議事録)

第15条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常の場合の事項

理事会が開催された日時及び場所

- ① 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の時間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
- ② 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - イ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑤ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- ⑥ 理事会の議長が在るときは、議長の氏名

(2) 理事会の決議を省略の場合の事項

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合の事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- 3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事の全員が議事録署名（記名押印）する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異義をとどめない者は、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から 10 年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第五章 雑 則

（規定等の制定）

第 16 条 定款並びに定款細則のほか、法人の定める規定等。

- (1) 経理規定及び同細則
- (2) 評議員選任・解任委員会運営規則
- (3) 役職等報酬規程

（改 廃）

第 17 条 本規則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

1. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 社会福祉法等一部を改正する法律（平成 28 年 3 月 31 日法律第 21 号）附則第 9 条の規定により行う評議員の選任は、本細則第 2 章（第 5 条を除く）の例により行う。
3. この細則は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改定する。

別表第1

理事長の決裁に付すべき事項

- 1 法人及び施設の企画及び運営の基本方針の策定に関する事
- 2 理事会、評議員会、施設長等幹部会議の招集及び議案に関する事
- 3 新規事業の計画に関する事
- 4 定款細則及び諸規程に関する事
- 5 組織及び権限に関する事
- 6 職員の給与、昇給等及び運用方針に関する事
- 7 職員の職務に専念する義務の免除に関する事
- 8 職員の表彰に関する事
- 9 事業計画及び予算の編成に関する事
- 10 事業報告及び決算に関する事
- 11 予算の流用及び予備費の支出に関する事
- 12 法人及び施設における1件100万円以上の物品購入契約のうち、随意契約による以下のもの
 - ① 工事又は製造の請負 250万円以内
 - ② 食料品、物品の購入 160万円以内
 - ③ 前各号に掲げるもの以外 100万円以内
- 13 基本財産以外の固定資産の増加又は減少。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- 14 債権の免除又は効力のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- 15 設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの
- 16 寄付金の受入れ承認（1件100万円以上200万円以下）に関する事。ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く
- 17 施設運営に関する補助金等の申請及び請求等に関する事
- 18 利用者の決定に関する事（更新契約を除く）
- 18 損害賠償に関する事
- 19 職員の雇用、分限及び懲戒に関する事
- 20 重要な公示、通知、催告、申請、届出、報告、照会並びに回答等及び情報の開示に関する事
- 21 訴訟に関する事
- 22 施設長等の出張命令及び復命書に関する事
- 23 施設長等の配置及び事務分担に関する事
- 24 施設長等の休暇の承認に関する事
- 25 施設長等の休日、深夜及び時間外勤務の命令に関する事
- 26 施設長等の服務に関する事
- 27 施設長等の扶養親族の認定に関する事
- 28 施設長等の通勤手当及び住居手当等の決定に関する事
- 29 施設長等の身上変更の受理に関する事
- 30 その他理事長の決裁に付すべき重要な事項に関する事

別表第2

施設長等の専決事項

- 1 契約に関するもののうち、更新契約及び施設長等名で行うもの
- 2 拠点区分（法人本部を除く）の予算書及び決算書並びに事業計画書及び実績報告書の作成に関する事
- 3 措置費及び支援費の請求並びに清算に関する事
- 4 予算執行に関する事
 - ① 1件100万円未満の物品購入契約
 - ② 職員の給与・その他諸経費の支出
- 5 施設における現金及び物品の出納保管に関する事
- 6 寄付金の受入れ承認（1件100万円未満）に関する事
- 7 施設利用の承諾に関する事
- 8 利用者の調査、処遇に関する事
- 9 預り金管理に関する事
- 10 文書の收受、発送及び保管に関する事
- 11 所属職員の配置及び事務分担に関する事
- 12 所属職員の出張命令及び復命書の受理に関する事
- 13 所属職員の休暇の承認に関する事
- 14 所属職員の休日、深夜及び時間外勤務の命令に関する事
- 15 所属職員の服務に関する事
- 16 所属職員の扶養親族の認定に関する事
- 17 所属職員の通勤手当及び住居手当等の決定に関する事
- 18 所属職員の身上変更の受理に関する事
- 19 所属職員の業務上の傷病又は私傷病による休暇及び長期休暇（14日以上）の承認に関する事
- 20 勤務時間の特例の承認に関する事
- 21 施設運営に係る軽易な通知、申請、届出、報告、照会、回答及び保管等に関する事
- 22 施設運営に関する補助金等の実績報告に関する事
- 23 その他施設運営に係る定例又は軽易な事項に関する事
- 24 その他理事長が特に指定した事項に関する事
- 25 損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる物品の売却又は廃棄